

フランス国立図書館における敦煌文書調査

矢越 葉子

はじめに

フランス国立図書館にはポール・ペリオ将来の敦煌文書約4000点が収蔵されている。

敦煌文書とは20世紀初頭に発見された中国甘粛省敦煌市莫高窟の第17号窟に封蔵されていた文書資料群であり、大部分は8世紀後半～11世紀初めの書写と認められる。筆記言語としては漢文のほか、チベット語、ホータン語、ウイグル語などが含まれるが、漢文資料の大部分は卷子本の仏典であり、敦煌諸寺の経蔵に安置されていたもののうち、欠本が生じたり、首部・尾部が破損して端本になったりしたものが多い。このほかに、雑多な供養経、教団や諸寺の仏事・経営に関する文書、佚書（仏典、道教文献、史書、文学作品など）、書儀、韻書、民間俗文学作品、地理志、教科書、本草書、具注暦などがあり、さらに時効になった官・私文書が含まれる。官文書は紙背を二次利用するために払い下げられたものであり、唐・五代・宋初の政治・社会・経済に関する一次史料として多くの研究成果が得られている。また私文書には書簡、遺書、契約文書、社（民間の組織集団）の文書などがあり、当時の敦煌社会の諸相を窺わせる貴重な史料といえる¹。

現在、大英図書館（スタイン本）、フランス国立図書館東洋写本部（ペリオ本）、ロシア科学アカデミー東洋学研究所サントペテルブルク分所（オルデンブルグ本）、国立北京図書館（北京本）をはじめ世界各地で分蔵されているが、将来者ペリオが中国・中央アジア学者であったことにより、フランス国立図書館所蔵のペリオ本は他所の蔵本よりも文書類の占める割合が遙かに高いことが指摘されている²。そこで、今回の調査に当たっては、紙背を二次利用された官文書のうち、官文書作成・伝達に関する法規である公式令の残巻（Pel.chin.2819）および個別の文書を貼り継いだ案巻（Pel.chin.3348v、Pel.chin.3714v）を閲覧することとした。調査日は2009年1月10日・12日・13日の3日間である。

1. Pel.chin.2819

Pel.chin.2819は公式令のうち移式条（前欠）・関式条・牒式条・符式条・制授告身式条・奏授告身式条（後欠）部分の残巻であり、継目裏に「涼州都督府印」が押印されていることから、開元七年令または開元

二十五年令であると推定されている³。このほかに唐代の公式令は発見されておらず、日唐の公式令を直接に比較する上でも重要な史料である。なお、録文としては“Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and Economic History” I (A) 29～31頁⁴所収のものが最良であるとされており、写真版としては『法蔵敦煌西域文献』一八 363～368頁⁵に収録されている。

Pel.chin.2819は6紙から成るが、その法量および紙継目、紙端の様子などをまとめたものが表1である。第1紙は右端中央から下部にかけてが欠損しているため継目裏の押印は確認できず、また第6紙は横幅が第1紙～第5紙に比べて狭く本来の紙端は欠損しているため紙端の様子は不詳であるが、第1紙と第2紙、第2紙と第3紙、第3紙と第4紙、第4紙と第5紙、第5紙と第6紙の継目裏にはそれぞれ黒印（「涼州都督府印」）が確認できる。用紙の法量は横幅がおおよそ40cmであり、統一された規格のものを使用しているように思われる。第1紙から第6紙まで、全て右にくる文書が上になるように貼り継がれている。

写真版でも確認できるように、用紙には墨界が施されている。上端から約4.5cm、下端から約3.0cmにかけて縦界のみが引かれるが、幅は1.7～2.3cmと不定である。また例えば第1紙と第2紙の間のように、継目下に界線が入り込む箇所が存在するため、用紙を貼り継いだ後に界を施したのではなく、界線を施した用紙を貼り継いだものと推測される⁶。なお、紙背には王績の著作である『東臯子集』が書写されているが、公式令残巻の面に施された界線に則らないばかりか、第4紙と第3紙の間、第2紙と第1紙の間においては紙継目の真上に文字を記している。これらの点からも、公式令残巻の面が一次史料であると判断される。

また、実見して判明したことであるが、ペリオ本の修復・補強には、日本でも広く使用されている裏打用の薄い和紙のほかに、併用される形で薄い布が用いられている。Pel.chin.2819では脆弱な部分を薄紙で修復したのちに、表裏全面を布で覆う形で補強がなされている。その結果、写真版で確認する際に、全面に靄がかかったように、あるいはピンぼけしたように見えるようである。中国部門の専門家によると、この薄い布はモスリンであり、このモスリンによる補強が施された年代は不明であるとのことであった。

最後に、先述の録文との文字の異同を挙げると、以下の通りである。

第30行 「挾之^レ局」 → 「挾之^レ司」
 第47行 「其非^レ貶責」 → 「其非^レ貶青」

【表1 Pel.chin.2819】

紙番号	資料名	法量		備考
		縦	横 [上辺/下辺]	
1	開元公式令残巻	右辺：27.0cm	40.9cm/39.3cm	右端中央欠損
継目		27.3cm	(0.5cm/0.4cm)	「涼州都」 督府印 (裏)
2			40.1cm/40.4cm	
継目		27.0cm	(0.5cm/0.4cm)	「涼州都」 督府印 (裏)
3			40.0cm/40.3cm	
継目		26.4cm	(0.5cm/0.4cm)	「涼州都」 督府印 (裏)
4			39.7cm/40.1cm	
継目	26.7cm	(0.4cm/0.5cm)	「涼州都」 督府印 (裏)	
5			40.3cm/39.7cm	
継目	26.3cm	(0.4cm/0.5cm)	「涼州都」 督府印 (裏)	
6			23.3cm/32.3cm	左端欠損

2. Pel.chin.3348v

Pel.chin.3348vは、紙背を『大宝積経』卷第八十二の書写に利用されたことによって継ぎ合わされた、天宝年間の河西豆盧軍軍倉に関する文書群である。録文は那波利貞氏⁷、池田温氏⁸、『敦煌社会経済文献真迹积録』⁹などに収められているが、翻字に信頼がおけ、かつ比較的入手しやすい池田氏の録文をここでは用いることとする。また写真版は『法藏敦煌西域文献』二三 257～276頁に収録されている。

1と同様に、Pel.chin.3348vの法量および紙継目、紙端の様子などをまとめたのが表2である。Pel.chin.3348vは、両面がモスリンに覆われており、また第3紙、第6～7紙、第8～9紙に紙背と関連する経文の書き込みがあるため、写真版が判読しにくくなっているが、実見したところでは第11紙と第12紙、第12紙と第13紙、第16紙と第17紙、第18紙と第19紙、第19紙と第20紙の間で現在は分離しているようである。現状に池田氏の録文を当てはめると、第1～10紙＝二一三B、第11紙＝二一A第5～16行、第12紙＝二一A第1～4行、第13紙＝二一三A第1～8行(天地逆)、第14～16紙＝二一A第17～50行、第17～18紙＝二一三A第9～19行(天地逆)、第19紙＝二一A第50～52行、第20～26紙＝二一B、となる。なお、第13紙には第18紙から「付」の文字が及んでおり、また第16紙の末行と第19紙の初行は符合するため、『大宝積経』の書写に際して何らかの理由でこの

部分で剥がし取られたものと見られる。

次いで、内容からの検討に移る。第1～10紙の二一三Bは、豆盧軍への兵糧としての粟の納入記録であり、全て納入者から提出された牒式文書を貼り継いだものとなっている。納入者の顔触れを見てみると、行客とあるもの七通、兵客とあるもの一通のほか、百姓からの二通も存在する。これら牒の余白には、豆盧軍判を付するようにとの指示、豆盧軍判、連貼の指示などが書き込まれており、例えば第1紙の行客趙敬微牒の場合には、それぞれ「付判、元感示。／十七日。」、「十二月十七日、典鄧儁 受。／孔目判官 付。」、「連、暉白。／十八日。」の如くである。連貼の指示をしているのが「暉」なる人物であるため、第1紙と第2紙の継目に「暉」と裏書されているのである。なお、第4紙には連貼の指示が抜けているものの、第4紙と第5紙の継目には「暉」と裏書されている。このことから、継目裏書を施したのちに、連貼の指示が表面に記されたものと推測される。また第5紙と第6紙の継目では、「暉」は第6紙側にのみ半存しているため、この貼り継ぎは本来のものではないことになる。また、第6紙と第7紙、第7紙と第8紙の継目には裏書が見られず、それに代わって継目表に「元」と署されている。これは第8紙の常重進・曹庭訓牒に「謹連判状如前」とあるように、既に十四日に「付倉検納、元感／示。 十四日」との元感からの指示を書き込まれた第6紙の常重進牒および第7紙の曹庭訓牒を貼り連ねて

【表2 Pel.chin.3348v】

紙番号	資料名	法量		備考
		縦	横 [上辺/下辺]	
1	趙敬徴牒 (天寶 6 載12月)	右辺：26.9cm	35.6cm/35.9cm	右端欠損、上下端破損
継目		27.3cm	(0.7cm/0.5cm)	「暉」(裏)
2	宋無瑕牒 (天寶 6 載12月)		37.8cm/38.5cm	
継目		26.8cm	(0.7cm/0.8cm)	「暉」(裏)
3	王玉芝牒 (天寶 6 載12月)		39.7cm/39.4cm	
継目		27.2cm	(0.8cm/0.7cm)	「暉」(裏)
4	李庭金牒 (天寶 6 載12月)		32.8cm/31.7cm	
継目		27.0cm	(0.5cm/0.5cm)	「暉」(裏)
5	張欽明牒 (天寶 6 載12月)		27.6cm/28.0cm	
継目		27.1cm	(0.7cm/0.6cm)	
6	常重進牒 (天寶 6 載12月)		38.9cm/38.8cm	「暉」(裏、半存)
継目		27.3cm	(0.8cm/0.7cm)	「元」(表)
7	曹庭訓牒 (天寶 6 載12月)		39.3cm/39.1cm	
継目		26.6cm	(0.6cm/0.6cm)	「元」(表)
8	常重進・曹庭訓牒 (天寶 6 載12月)		38.0cm/38.6cm	
継目		27.1cm	(0.5cm/0.6cm)	「暉」(裏)
9	汜建忠牒 (天寶 6 載12月10日)		34.5cm/35.0cm	
継目		26.7cm	(0.4cm/0.6cm)	「暉」(裏)
10	康仁希牒 (天寶 6 載12月10日)		31.0cm/30.8cm	
継目		26.6cm	(0.6cm/0.7cm)	
11	河西豆盧軍和糴會計牒 (天寶4載) A		34.8cm/34.8cm	「彗」カ(裏、半存)
(継目)		26.5cm	(0.6cm/0.7cm)	
12	河西豆盧軍和糴會計牒 (天寶4載) A	左辺：24.3cm	8.0cm/8.4cm	
13	豆盧軍軍倉牒 (天寶 6 載11月)		19.8cm/19.8cm	
継目	：天地逆	26.8cm	(0.5cm/0.5cm)	
14	河西豆盧軍和糴會計牒 (天寶4載) A		33.6cm/34.3cm	
継目		26.7cm	(0.6cm/0.5cm)	「彗」(裏)
15			30.1cm/28.9cm	
継目		26.5cm	(0.8cm/0.7cm)	
16		左辺：25.5cm	28.0cm/28.0cm	「彗」(右端裏)：継目に架からず
17	豆盧軍軍倉牒 (天寶 6 載11月)	右辺：25.9cm	7.3cm/7.4cm	
継目	：天地逆	26.6cm	(0.7cm/0.8cm)	「暉」(裏)
18		左辺：26.5cm	15.0cm/15.6cm	
19	河西豆盧軍和糴會計牒 (天寶 4 載) A	中央：26.5cm	4.5cm/5.0cm	
20	河西豆盧軍和糴會計牒 (天寶 4 載) B	右辺：25.8cm	30.6cm/31.1cm	
継目		26.4cm	(0.9cm/0.7cm)	「彗」(裏)
21			33.5cm/33.5cm	
継目		26.1cm	(0.5cm/0.9cm)	
22			33.3cm/34.0cm	「彗」(右端裏)：継目に架からず
継目		26.3cm	(0.6cm/1.0cm)	「彗」(裏)
23			33.5cm/33.4cm	
継目		26.7cm	(1.0cm/1.0cm)	「彗」(裏)
24			33.3cm/33.6cm	
継目		26.2cm	(0.9cm/0.8cm)	
25			33.2cm/33.5cm	「彗」(右端裏)：継目に架からず
継目		26.3cm	(0.6cm/0.8cm)	
26			33.0cm/28.0cm	「彗」(右端裏)：継目に架からず 左下部破損

第8紙を提出したためであり、第8紙余白に「付判准状、元感／示。十七日。」と記入するに当たって連状の継目に「元」と表書をしたのであろう。しかし、第8紙と第9紙、第9紙と第10紙の継目では、第1～5紙と同様に「暉」と裏書されており、やはり連貼の指示者が継目裏に名の一部を署するのが通例なのであろう。二一三Aにおいても、第17紙と第18紙の継目裏に「暉」と見える。

これに対して、二一一Bは冒頭(第20紙冒頭)に「合当軍天宝四載和衆」、末尾(第26紙末尾)に「右検当軍天宝四載和衆□□／疋段等、具估價□□ /件検如前、□」とあることより、豆盧軍における天宝四載の収支報告書であると考えられる。またAにはそのような文言は見えないものの書式がBと共通しており、継目裏書が全て「彗」で一致していることから、Bと同種の史料であると推測される。このように何紙にも渡る長大な文書を作成する場合でも、当然のことながら作成命令者はひとりである。よって、二一一の継目裏書に見える署名は「彗」のみなのであろう。

以上、文書の作成および処理手順と継目裏書・表書との関連を見てきたが、最後に用紙の法量について触れておく。Pel.chin.3348vは納粟者によって提出された文書と豆盧軍司で作成した文書の二種の文書群から構成されているが、納粟者からの提出文書の用紙の横幅は完形紙で約32～39cmとばらつきがあるのに対して、豆盧軍作成文書の用紙は横幅が約33cmとほぼ一定である。Pel.chin.2819の公式令残巻と同様に、官司で使用する用紙にはある程度の規格が厳守されていたものと思われる。

3. Pel.chin.3714v

『法蔵敦煌西域文獻』(二七44～58頁)はPel.chin.3714vの全15紙を「乾封二年至總章二年伝馬坊牒案巻」と名付けているが、これは王重民氏作成のペリオ本目録である「伯希和劫経録」に

「P.3714va 粟破曆

P.3714vb 乾封二年(667)至總章二年(669)伝馬坊牒案巻」

とあること¹⁰に拠るものと思われる。Pel.chin.3714vはこの面が薄紙で修復された上で、両面にモスリンによる補強が施されているため、写真版でも若干不鮮明な写りとなっている。また第8紙余白、第12紙中央、第13紙余白に紙背の『新修本草』と関連すると思われる書き入れがあり、その部分の文字の判読が困難となっている。しかし、現在では、第1紙～第2紙と第3紙以下は別種の史料と判断されている。すなわち、第1

紙～第2紙は乾封二年四月の年紀を有する汜文開告身であり、第3紙～第15紙が伝馬坊牒案巻である。

まず、汜文開告身であるが、中村裕一氏により録文および復原案が示されている¹¹。中村氏によれば、汜文開告身は麟徳公式令もしくは乾封公式令に準拠して書かれた詔授告身であり、官印がないことから謄本であることは明白であるという。写真版からも明らかのように、第1紙の右端および第1紙～第2紙の上端が大きく欠けており、また第2紙の末行「□□□軍汜文開奉被」は文章の切れ目として不適であるため、これ以降に文章が続くものと想定される。表3のように第1紙・第2紙の横幅は下部でそれぞれ15.4cm・29.5cmであり、他の用紙の平均幅40cmと比べてははつきりと狭く、用紙自体が欠損していることは明白である。このことより、紙端に書かれていたと思しき当文書の作成目的がはつきりとはしないのである。なお、中村氏作成の録文のうち、97頁1行～7行目が第1紙、8行～19行目が第2紙の記載内容に当たるが、第1紙右端には96頁最終行に復原されている「主者施行」の残画が確認できる。実見したところにより中村氏の録文を補訂すると、修正箇所は以下の通りである。

96頁14行目	…可依前件。主者施行。
	→ [主] 者施 [行]
97頁3行目	戴至徳 [奉] → 戴至徳奉
97頁5行目	[左相 闕] → [左相] 闕
97頁6行目	東台侍郎 → 確認できず
97頁8行目	詔付外施行 → [詔付] 外施行
97頁11行目	四月廿一日寅時 → 四月廿三寅時
97頁16行目	右中護上 → 中右護上
97頁17行目	大夫行左肅機 → 確認できず
97頁18行目	告上護軍汜文開奉 [被]
	→ [告上護] 軍汜文開奉被

次に伝馬坊牒案巻に移るが、盧向前氏¹²および荒川正晴氏¹³などにより録文が提示されている。表3に示したようにこの案巻は7つの部分から構成されているが、伝馬坊牒4通(第3～4紙・第5紙・第6紙・第7～8紙)および張徳意等辞(第13紙)は余白に書き込まれた判などより敦煌県に提出されたものと判断され、敦煌県司で作成された敦煌県司法曹牒ほか(第9紙～12紙)および馬驢子歴名(第14～15紙)とともに敦煌県司の手により案巻として貼り継がれたものである。

各文書の貼り継ぎに際しては紙継目に裏書きが施されており、第3紙と第4紙、第7紙と第8紙、第14紙と第15紙、第15紙と次紙(欠損)の貼り継ぎに「遷」が見える以外は、ほかは全て「恭」である。この「恭」

【表3】 Pel.chin.3714v

紙番号	資料名	法量		備考
		縦	横 [上辺/下辺]	
1	汜文開告身 (乾封2年4月、謄本)	右辺：18.5cm	—/15.4cm	右端切断カ、上端欠損
継目		27.4cm	(0.5cm/0.5cm)	
2			—/29.5cm	上端欠損
継目		23.7cm	(0.6cm/0.7cm)	
3	伝馬坊牒 (総章2年8月21日)		36.9cm/39.3cm	右端破損、「恭」(裏、半存)
継目		27.5cm	(0.6cm/0.5cm)	
4			41.7cm/41.6cm	「恭」(裏)
継目		27.8cm	(1.0cm/0.8cm)	
5	伝馬坊牒 (総章2年8月21日)		42.0cm/42.5cm	「恭」(裏)
継目		27.9cm	(0.9cm/0.8cm)	
6	伝馬坊牒 (総章2年8月21日)		42.7cm/42.5cm	「恭」(裏)
継目		28.0cm	(1.0cm/0.8cm)	
7	伝馬坊牒 (総章2年8月30日)		41.9cm/42.2cm	「遷」(裏)
継目		27.8cm	(0.7cm/0.9cm)	
8			42.7cm/41.8cm	「恭」(裏)
継目		27.4cm	(1.1cm/0.9cm)	
9	敦煌県司法曹牒 (総章2年8月2口日)		40.6cm/40.2cm	「恭」(裏)
継目		27.3cm	(0.9cm/1.0cm)	
10	敦煌県尉行恭判案 (25日)		40.3cm/40.7cm	「恭」(裏)
継目		27.6cm	(0.8cm/0.7cm)	
11	敦煌県司法曹牒 (総章2年8月25日)		42.1cm/41.8cm	「恭」(裏)
継目		27.2cm	(0.8cm/0.7cm)	
12			29.0cm/28.2cm	「恭」(裏)
継目		27.5cm	(1.0cm/1.0cm)	
13	張德意等辞 (総章2年8月2口日)		40.8cm/41.2cm	「恭」(裏)
継目		27.1cm	(0.6cm/0.5cm)	
14	馬驢子歴名 (敦煌県司法曹牒カ)		39.8cm/39.4cm	「遷」(裏)
継目		27.5cm	(0.4cm/0.8cm)	
15			35.2cm/34.4cm	「遷」(裏、半存)
継目		27.2cm		

については、第11～12紙の敦煌県司法曹牒の奥にある敦煌県司の判に「尉 行恭」と見えることから敦煌県尉であることが判明し、伝馬坊牒の末尾には「連。行恭白。／廿一日」(第4紙、第5紙、第6紙、第8紙)、張德意等辞の末尾には「連。行恭白。／廿七日」(第11紙)と見え、いずれも文書の連貼を指示している。よって、これらの継目には「恭」と裏書されているのであろう。また第9～10紙の司法曹牒の奥に行恭作成の判案が見える(第10～11紙)。「遷」については、伝馬坊牒に続けて「付司。遷示。／廿一日」(第4紙、第5紙、第6紙、第7～8紙)、張德意等辞に続けて

「付司。遷示。／廿七日」(第13紙)と見え、いずれも文書を担当の司に回付するようにと指示している。また末尾を「記諮。行恭白。」と結ぶ第10～11紙の県尉行恭判案の直後に「依判。遷示。／廿五日」と書き込み、また行恭判案の中に「今月廿一日所閱馬驢並長官閱覽。」と記される長官の行為は「付司。遷示。／廿一日」と記す「遷」の行為と合致するため、「遷」が敦煌県令である可能性が高いと推測される。なお、第3紙と第4紙、第7紙と第8紙の継目に「遷」と見えるのは、伝馬坊牒が第3紙および第7紙の大半を用いて記載されているため、回付の指示を書き込む余白を

確保するために白紙を貼り継いだことに拠るのであろう。以上より、この伝馬坊牒案巻の事例からも、用紙の貼り継ぎを指示した人物の名の一部を記すことによって責任の所在を明示するという継目裏書の性質が窺われる。

なお、表3に示したように、汜文開告身は完形紙ではないため正確な法量は不明であるが、伝馬坊牒案巻の用紙（完形紙）の法量は横幅で約40～42cmである。公式令残巻や豆盧軍作成文書の用紙サイズと比較した場合に、若干のばらつきがあるようである。また、この法量は天宝年間のものよりも、開元年間のものに近い。

おわりに

今回の調査においては、用紙の法量およびその継目に注目して観察を行った。調査対象とした官文書には時期・場所ごとにそれぞれ規格があると考えられるが、いずれも日本の官文書の規格とは異なるようである¹⁴。継目の幅も、公式令残巻で約0.5cm、その他で約0.8cmというように官文書の種類によって違いが見られた¹⁵。また、継目裏書に関しては、連貼の指示を出した人物が名前の一部を裏書として施すと同時に、連貼の指示を出した場合には表面にその旨を記載していた。これに対して、日本の正倉院文書中においては、写経所の案主は個人個人が自己の姓名に基づいたいわば符号を有しており（上馬養の「養」、志斐麻呂の「志」など）、それを紙面に記載することで行為の実施を表していた。そのような案主の署名が持つ意味を探る上でも、これら官文書に見られる継目裏書は興味深く感じられる。

注

- 1 敦煌文書の概要に関しては、池田温『敦煌文書の世界』（名著刊行会、2003年）、榎一雄ほか編『講座敦煌』全9冊（大東出版社、1980～1990年）などを参照。
- 2 池田温注1書 34～35頁
- 3 仁井田陞「ペリオ敦煌発見唐令の再吟味—とくに公式

- 令断簡—」（『唐令拾遺補』、東京大学出版会、1997年、初出は1965年）、中村裕一「敦煌発見唐公式令残巻の製作年次」（『唐代制勅研究』、汲古書院、1991年、初出は1990年）
- 4 山本達郎・池田温・岡野誠編著“Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and Economic History” I, Legal Texts (A) Introduction & Texts, The Toyo Bunko, Tokyo, 1980
- 5 上海古籍出版社・法国国家図書館編『法藏敦煌西域文献』全32巻、上海古籍出版社、1994～2005年
- 6 日本の奈良時代の写経所では、写経用紙の製作は継（用紙の貼り継ぎ）・打（用紙表面を平滑にする作業）・界（施界）の順序で進められていた。写経所での経巻製作手順については、栗原治夫「奈良朝写経の製作手順」（日本古文書学会編『日本古文書学論集』三、吉川弘文館、1988年、初出は1972年）に詳しい。
- 7 那波利貞「唐天寶時代の河西道边防軍に関する経済史料」、『京都大学文学部研究紀要』1、1952年
- 8 池田温『中国古代籍帳研究』概観・録文、東京大学出版会、1979年
- 9 唐耕耦・陶宏基編『敦煌社会経済文献真迹积録』一、書目文献出版社・古佚小説会、1986年
- 10 敦煌研究院編『敦煌遺書総目索引新編』（中華書局、2000年）所収。なお、旧版は1962年に商務印書館から出されている。
- 11 中村裕一「乾封公式令詔書式」（注3前掲書所収、初出は1986年）
- 12 盧向前「伯希和三七一四号號背面傳馬坊文書研究」（北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』、中華書局、1982年）
- 13 荒川正晴「唐朝の交通システム」、『大阪大学大学院文学研究科紀要』40、2000年 なお荒川氏の録文では伝馬坊牒案巻は12紙から成るとされるが、盧氏の録文のように第97行と第98行に紙継目が存在する。
- 14 『延喜図書寮式』年料紙条にみえる図書寮製作紙の法量は「長二尺二寸、廣一尺二寸」とあり、約36×67cmである。四辺の裁断を想定しても横幅は60cmほどとなる。また、宮内庁正倉院事務所編『正倉院の紙』（日本経済新聞社、1970年）などに見える正倉院文書中の籍帳用紙（完形）は、いずれも縦27～30cm、横55～60cmである。
- 15 官文書の継目ではなく写経用紙の継目については、栗原氏は注6論文において「糊代は不同であるが約二～三ミリ」であると指摘する。